平成29年度 第1回外部監查委員会報告

国立大学法人島根大学医学部附属病院の医療安全に係る外部監査委員会(以下「委員会」という。)を開催しましたので、以下のとおり報告します。

1. 日 時

平成29年6月27日(火) 15時00分~17時00分

2. 目 的

国立大学法人島根大学医学部附属病院(以下「病院」という。)の医療安全管理状況及び改善状況についての監査を進めていくうえで、病院の安全管理体制の現状把握及び監査方針の決定を行う目的で開催しました。

3. 現状把握

病院から、医療安全管理体制等についての説明を求め、以下について確認を行いました。

- 1) 医療安全管理委員会、医療安全管理部の役割分担、位置付けについて
- 2) 臨時の医療安全管理委員会、医療問題専門部会の開催判断について
- 3) 事故調査委員会の審議事項について
- 4) インシデントレポートの取扱い、検証者、検証方法について
- 5) 平成28年度インシデントレポートの全国データとの比較について
- 6) インシデント、医療事故事例の医療従事者への情報提供方法について
- 7) インシデント報告漏れの把握方法について
- 8) 高難度新規医療技術等の審査、倫理委員会等との役割分担について
- 9) 医療問題専門部会と医療事故調査委員会の役割について

4. 監查方針

医療法施行規則改正に伴う特定機能病院の承認要件の見直しへの対応については 適切に行われていると認めましたが、機能的で、実効性のある体制となっているか を監査するため、以下の資料を次回委員会までに準備するよう指示しました。

次回の委員会は11月を目途に開催し、平成29年度上半期について監査を行う ことにしました。

- 1) 医療安全管理体制に関する組織図について検討すること。
- 2) 医療事故調査委員会規則を提出すること。
- 3) 各種研修の実施状況と受講者の理解度の確認方法について資料を提出すること。
- 4) 患者から問題提起された事例について、事前の説明内容と事後の説明について、 個人情報に配慮した資料を提出すること。
- 5) インシデントレポートまとめについて、全国と比較した結果を報告すること。
- 6) 医療従事者への情報提供事例を提出すること。

平成29年7月31日